告示

○国家公安委員会告示第十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十八年三月二十九日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十五日　国家公安委員会委員長　河野　太郎

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K16—1	ハンドル形電動車いす ＢＴ４Ｂ	株式会社アテックス 愛媛県松山市衣山１丁目２番５号
交　K16—2	ハンドル形電動車いす ＳH02	株式会社アテックス 愛媛県松山市衣山１丁目２番５号
交　K16—3	ハンドル形電動車いす ＢＴ41	株式会社アテックス 愛媛県松山市衣山１丁目２番５号
交　K16—4	ハンドル形電動車いす ＳＢＴ41	株式会社アテックス 愛媛県松山市衣山１丁目２番５号

○国家公安委員会告示第十二号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十八年三月二十九日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十五日　国家公安委員会委員長　河野　太郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N16—11	ＢＨ　ＥＡＳＹＧＯ　ＣＲＯＳＳ ＥＧ—506Ｊ	BH Bikes Asia Limited 8F, No. 839, Sec. 4, Taiwan Boulevard., Xitun Dist., Taichung City 40767, Taiwan
交　N16—12	ＢＨ　ＥＡＳＹＧＯ　ＪＥＴ ＥＧ—516Ｊ	BH Bikes Asia Limited 8F, No. 839, Sec. 4, Taiwan Boulevard., Xitun Dist., Taichung City 40767, Taiwan
交　N16—13	２ＬＧ43 ２ＥＬＧ43	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N16—14	１ＬＧ63 １ＥＬＧ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N16—15	ＬＹ43 ＥＬＹ43	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13

○国家公安委員会告示第十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十八年三月二十九日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十五日　国家公安委員会委員長　河野　太郎

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A16—11	ＢＨ　ＥＡＳＹＧＯ　ＣＲＯＳＳ ＥＧ—506Ｊ	BH Bikes Asia Limited 8F, No. 839, Sec. 4, Taiwan Boulevard., Xitun Dist., Taichung City 40767, Taiwan
交　A16—12	ＢＨ　ＥＡＳＹＧＯ　ＪＥＴ ＥＧ—516Ｊ	BH Bikes Asia Limited 8F, No. 839, Sec. 4, Taiwan Boulevard., Xitun Dist., Taichung City 40767, Taiwan
交　A16—13	２ＬＧ43 ２ＥＬＧ43	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A16—14	１ＬＧ63 １ＥＬＧ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A16—15	ＬＹ43 ＥＬＹ43	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13

○国家公安委員会告示第十四号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十五日　国家公安委員会委員長　河野　太郎

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

氏名　ナーイフ・サラーム・ムハンマド・ウジャイム・アル・ハバビ（NAYEF SALAM MUHAMMAD UJAYM AL-HABABI）

別名　(a)ナイフ・サラーム・ムハンマド・ウジャイム・アル・ハバビ（Nayf Salam Muhammad Ujaym al-Hababi）　(b)ファルク・アル・カハターニー（Faruq al-Qahtani）　(c)ファルク・アル・カタリ（Faruq al-Qatari）　(d)ファルーク・アル・カハターニー・アル・カタリ（Farouq al-Qahtani al Qatari）　(e)シェイク・ファルーク・アル・カハターニー（Sheikh Farooq al-Qahtani）　(f)シャイク・イムラン・ファルーク（Shaykh Imran Farouk）　(g)シェイク・ファロク・アル・カタリ（Sheikh Faroq al-Qatari）

称号　シェイク（Sheikh）

役職　不明

生年月日　(a)1981年　(b)1980年頃

出生地　サウジアラビア

国籍　(a)サウジアラビア　(b)カタール

旅券番号　カタール旅券番号　592667（2007年５月３日発行）

住所　アフガニスタン（2009年以降）

名簿に記載された年月日　2016年３月28日

名簿記載者公告番号　QI—262

その他参考となるべき事項　アフガニスタン東部における、アル・カーイダ（QE—１）の首長。少なくとも2010年半ば以降、アフガニスタンにてアル・カーイダの大隊を率いている。